

第十三回国会 人事委員会 議 録 第十八号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三次君 理事 藤枝 泉介君

理事 平川 篤雄君 伊藤 輝一君

今村 忠助君 塩田賢四郎君

田中 賢君 西村 久之君

渡邊 良夫君 今井 耕君

岡 良一君 井之口政雄君

出席國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

出席府委員

内閣官房副長官 飯木 亨弘君

警察予備隊長 加藤 陽三君

警務局長 間狩 信義君

警察予備隊長 柳澤 米吉君

人事局人事課長 柳澤 米吉君

海上保安庁長官 三田 一也君

海上保安庁次長 三田 一也君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

五月二十九日

委員今野武雄君辭任につき、その補欠として井之口政雄君が議長の名指で委員に選任された。

五月二十七日

昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出第二四三三号)

国立赤坂療養所職員の地域給指定に関する請願(龍野喜一郎君紹介)(第三一六六号)

供合村の地域給指定に関する請願(坂本泰良君紹介)(第三一六七号)

田迎村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一六八号)

池上村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一六九号)

西里村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七〇号)

城山村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七一号)

小山戸島村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七二号)

川上村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七三号)

小島町の地域給指定に関する請願外

一件(坂本泰良君紹介)(第三一七四号)

龍田村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七五号)

八分字村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七六号)

高橋村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七七号)

廣畑村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七八号)

御幸村の地域給指定に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第三一七九号)

旭町の地域給引上げの請願(多武良

哲三君紹介)(第三一八〇号)

赤坂町の地域給指定に関する請願

(木村公平君紹介)(第三一八一号)

白石町の地域給指定に関する請願

(庄司一郎君紹介)(第三一三三六号)

渡波町の地域給指定に関する請願

(角田幸吉君紹介)(第三一三七七号)

鴨方町の地域給指定に関する請願

(臨時手当の支給)

(中原健次君紹介)(第三二四六号) 黒木町の地域給引上げの請願(高橋 権六君紹介)(第三二四七号) 白老村の地域給指定に関する請願 (篠田弘作君紹介)(第三二四八号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

保安庁職員給与法案(内閣提出第二二八号)

昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出第二四三三号)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

議事に入る前にまず御報告いたします。一昨二十七日、昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案、内閣提出第二四三三号の審査を本委員会に付託せられたので御報告いたしておきます。ただいまより昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案、内閣提出第二四三三号を議題として審査を行います。まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。飯木官房副長官。

昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

第一條 國家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く)であつて昭和二十七年六月十五日に在職するもの(以下「職員」といふ)に対しては、昭和二十七年に限り、臨時手当を支給する。

(臨時手当の額)

第二條 臨時手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十六年十二月十六日から昭和二十七年六月十五日までの間に在職期間に於て左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

2 前項の給与月額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」といふ)については、その者が昭和二十七年六月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて政令で定める額とする。

(在職期間の計算方法)

第三條 前條第一項に規定する在職期間の計算については、三十日をもちて一月とする。

(臨時手当の支給時期)

第四條 臨時手当は、昭和二十七年六月十六日に支給する。

(臨時手当の受領者の特例)

第五條 在外公館に勤務する外務公務員及び海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二章に規定する海上警備隊職員の臨時手当の支拂は、これらの職員が指定する者にすることができる。

(臨時手当の支給細目)

第六條 第二條第二項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手当の支給に關し必要な細目は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 在外職員に対しては、昭和二十七年に限り、昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に基いて、臨時手当を支給する。

○飯木政府委員 ただいま議題となりました昭和二十七年における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして、その提案の理由

並びに内容の概略を御説明申し上げます。

わが国におきましては、従来の生活慣習からいたしまして、御承知のように夏季及び年末には何かと出費が多いというものが実情でありまして、民間におきましては、この時期に何らかの形で若干の特別の給与を支給する例が多いのであります。国家公務員に對しては、従来年末には、国家公務員に對する年末手当の支給に関する法律によりまして、年末手当が支給されることとなつておりますが、夏季には特別の給与に關する制度はなかつたのであります。政府といたしましては、かかる特別の給与に關する制度につきましても、なお今後において給与全般の問題と関連して十分研究いたしたいと存じておるところでありまして、とりあえず諸般の事情を考慮いたし、国家公務員に對しまして、本年度に限り、臨時に六月に手当を支給することとした次第であります。

次に本法草案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、臨時手当の支給範囲は、常勤の一般職及び特別職の国家公務員全部といたしました。次に、臨時手当の額は、給与月額の半月分を最高とし、在職期間に応じて支給額に差をつけることといたしました。なお臨時手当の支給日は、本年六月十六日といたしております。

以上が本法草案提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞすみやかに御審議の上御賛成くださるようお願い申し上げます。

**○田中委員長** これにて提案理由の説明は終了しました。

本法案に対する質疑は次会に譲ります。

**○田中委員長** 次に保安庁職員給与法案を議題として質疑を継続いたしませう。井之口政雄君。

**○井之口委員** 保安庁職員給与法の概要によりまして、今度警察予備隊の本部並に保安庁の次長、官房長、局長、課長その他の部員に、勤務地手当等その他俸給、扶養手当等の支給を引上げるといふのであります。元來今までのようなものでは、元來今までのようなものでは、われ／＼が見ますと、實際海上における一般漁民の利益になるように運営されておるものではないかと、漁民その他一般国民の海上から受けるおそれの何かの危害に對して、または不利益に對して、これを守るように運営されておるものではないかと、往時の海軍の復興、そやういふまた軍國主義への逆もどり、しかもそれがアメリカの海軍の先手として演ずるところの役割の方が多くなつておる、そやういふ方がほとんど主となつておるように見えるのであります。そやういふものでありますれば、その給与引上げ等の問題どころの騒ぎではなくて、むしろさういふものは有害無益であつて、むしろさういふ海上警備隊などの機構も改めて、真に日本の漁民並びに一般の国民の利益になる方向へ編成がえするといふことこそが、最も緊急の任務でなければならぬと思つておる次第であります。今アメリカの方から借りておられますフリーゲート艦とか、上陸護衛用舟艇とか、いろ／＼な飛行機とか、いふふるものは、一体実情がどうなつておるものでありますか、その点の

簡便なアウトラインだけを示していただきたいのであります。

**○加藤政府委員** ただいま御審議を願つております保安庁職員の給与法案は、ただいま警察予備隊、海上保安庁の中の海上警備隊の機構といふものと統合してつくりまする保安庁の職員に對しての給与に関する事項を規定してあるものでございまして、海上保安庁は現在海上保安法によりまして、海上における法令の履行、犯罪の予防、被疑者の逮捕、海難の場合の救助、救護等の仕事をやつておるのであります。この保安庁職員の給与法案につきましては、職員の給与を引上げるといふことは考へておらないのでございまして、現在の警察予備隊の職員給与と海上保安庁のうちの海上警備隊の職員に關する給与といふものを統合いたしまして、保安庁職員の給与法案といふものを考へておるわけでございまして。

**○井之口委員** 海上保安庁の警備隊のやつておるような仕事といふものは、われ／＼が理解するのには、どうも第二の海軍の復活といふふうにしかなか受取れないのであります。現にこの間に起つた問題であります、瀬戸内海に二艘建の大きなトロール船が入つて、底びきをやつて沿岸を荒したもので、われわれは神戸の海上保安庁に出まして、この取締りは嚴重にやらなければならぬのじやないかといふふうなことを申し出しまして、一向にそれをやろうとはしませんでした。むしろそやういふようになきなものは追つかけてこれをやりますすけれども、しかしてさうした真に害毒を流しておるような方面には行かぬのであります。のみならず、かえつて支那大陸方面へ日本の漁船を保護して

行つて、そして例のマツカーサー・ラインを越境したりなんかするうしろからこれを助けてやつたり、それからこれが大砲とかいろ／＼なものを持ち、北方方面のソ連領へ、漁船を保護するといふ名目で、むしろ侵略的な行為を援助するといふふうな方に働いておるやうに思われるのであります。大橋さんもお見えでございますから、今のさうしたやり方といふものは、また海軍の復活になつて来るのではないかと、さうでないとするならば、これは明らかに單なる海上の保安のために使われておるといふ実証を説明していただきたいと思つておる。

**○大橋國務大臣** 海軍の復活は憲法によつて禁止されておるのであります。さういふ考へは毛頭ございせん。あくまでも海上の治安機関として、たゞ新しい機構を考へておるが、この海上警備隊であります。

**○井之口委員** それならばそれに適當した船をつくらなければならぬので、アメリカからかうしたフリーゲート艦だとか上陸護衛用舟艇だとか、沿海哨戒のヘリコプターといふようなものをたくさん借りて、そしてそれにいろいろの大砲を積みまた高射砲を積みまして、さらに今度は海軍兵学校の復活みたいなものをつくるような必要は全然ないのではなからうかと思つておる。今日アメリカから借りておるものと、それから日本で完全に海上保安庁本来の任務のためにつくりたいもの、この率は、一体どのくらいになつておるのであるのか、この点を聞いておきたい。

**○大橋國務大臣** 今までは国内でつくりました船ばかり使つておりました。が、最近非常に船が足りないように存じます。すなわち、また海上保安庁の新しい型の船がアメリカに相当余裕があり、貸してもらえらるような話が進んでおるので、それでこれを借りるということになつたわけでありまして。現在の船舶の数並びにアメリカからどれくらい借りておるかといふ数につきましても、政府委員から申し上げます。

**○三田政府委員** お答えいたします。現在海上保安庁で巡視用に使つております船は二十三メートルと申しまして、モニター・ポート程度のものでも七百トン、それから寄せましても九十二隻、あとは港内にいふゆる尾船と申しまして、交通に使つる十二メートルあるいはもつと小さなものが二百七十隻、その程度のものをつくりたいと申す。それからアメリカの方から借りることにしております船は、一番大きなものが千五百トン程度、これは私どもも外観を見ただけで、中をよく見ておりませんが、はつきりしたことはわかりませんが、蒸氣を使う往復のきわめて旧式の船でありまして、大したものだと考へておることもありません。それから小型の方も、これは上陸用舟艇といふことを名前では言つておりますが、これもきわめて性能の低い二百五十トン程度のものと承知しておられます。これが五十隻、千五百トン級が十隻と承知しておられます。

**○井之口委員** アメリカからさうしたものをお借りするに對しては、特殊の義務を負わなければならぬものだらうと思つておる。獨立国である日本が、ただ物を借りてかつてこれを使うとか、あ



してそれをどういふように運行しなればならぬか、こういう点について、もつと責任あるところの大橋さんの、ひとつ計画の遠大なところを示してもらいたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 お説の通り、現在はまだアメリカからの貸与が完了いたしておりません。従いましてこれらの船が稼働する状態になつておりません。それでたゞいま井之口委員の御質問は、終戦以来今日までそうしたものがなしに、とにかく借りずにやつて来たではないか、急にそういうものを借りて、新しくそういうところへ力を入れる、それも自力でやればともかくも、アメリカから借りなければならぬというよりなことでは、アメリカの隷属関係が強くなつて困る、こういう御質問でございますが、この御質問には根本的な誤謬があると存じております。すなわち現在の状態は、四月二十八日以後に新しく生じた状態なのでございます。それ以前におきましては、日本近海におけるところの海上の平和と秩序というものの維持は、日本を占領いたしておりましたところの連合国軍の完全なる責任のもとにあつたわけでございます。従いまして日本といたしましては、自己の責任においてこれらの海上を維持しなければならぬ独立国としての必要はなかつたわけでございます。それで従来は、従来程度の船舶でやれたのでございますが、今や独立をいたしましたにつきましては、これらの占領国軍の占領が解除せられ、従つて占領軍がやつておりましたところのこれらの海上の秩序を維持するといふ機能は、独立国たる日本が自力でやらなければならぬ、こういう状態に

相なつたわけでございます。もとよりこれにつきましましては、日米安全保障條約の規定によりまして、米國が全面的に協力はしてくれればはらずでございますが、しかし何分海上の秩序という点になりますると、平生いろいろな業務もあつたわけでございますから、日本といたしましては、この際アメリカにおいて貸与していただけることのできる船舶について、この貸与を得て、独立国としての責任を果して参りたい、これがかようなとり運びになりました根本的な考え方でございます。

○井之口委員 その考えは、警察予備隊を次第に軍國化して行かれる考えと同じ性質のもののように理解されます。今まではアメリカが海軍をもつて守つてくれた、しかるに今度は独立したから日本を守らなければならぬ、こういうことになりますると、これはアメリカの海軍の演じていた役割を、今度海上保安庁で引受けてやるだけの装備を持たなくてはならぬ、という結果になるのであります。そのためにまずアメリカから軍艦を借りる必要が生じて来る。してみると、もうすでにこれは大橋君のその言葉自身の中に、海軍の復活であるといふことを、問うに落ちずして語るに落ちて、立証されていると思ふのであります。われわれは、そういうアメリカの軍艦の下請になるような日本の海上警備部隊を構成しては、明らかに何ら獨立を守り得るものではないし、むしろアメリカの軍艦の撤退を要求することによつて、初めて従来の日本の装備を持つたものだけでも、海上の保安といふものはりつぱに維持できると思ふ。その点に對するところの方針は、

やはり兩條約から来るところの、日本のアメリカへの隷屬化という点と密接に結ばれておる。われわれはこれに對して非常な憤懣を持つております。が、これをもし次の政權において断固として排除して、そうしてこうした借りた軍艦でも何でも、一切みんなこれを返すということになつた場合、先ほども私が質問いたしました通り、これを何ら拘束するようなりきめは締結してないのでございませうか。またこれらの軍艦の補修その他のものについては、どういふとりきめになつておりますか。

○大橋國務大臣 補修をどういふふうにするかという事は、今実は先方と協議をいたしております。それから、他の内閣ができて、アメリカから借りておる一切のものを返したいといふときに、返せるかどうかといふ御質問でございますが、私どもは、いかなる政權がございませうとも、アメリカから借りたものを返すなどといふことを考へるような政權が内閣をとるといふことは、全然考へておりません。

○井之口委員 非常に問題の重点をはずされておるようでありませうが、これはぜひとも聞いておかなければならぬと思ふ。そういうことが生じた場合、これを拘束するようになり、暗々裡になされておるのではないか、そういうとりきめはないのかどうか。

○大橋國務大臣 その問題につきましまして、暗々裡に秘密的なりきめといふものは全然ございません。

○井之口委員 それでは実力上の問題になつて来るのであつて、もしそれを返すことを主張する政府ができたならば、それを返すにしても実力によつて決済するだけで、何ら法律上の制約を受けないといふことでありませうか。

○大橋國務大臣 そういふ政府ができてこない、こう申し上げるのであります。

○井之口委員 これはまつたく独善的な話で、吉田総理大臣の独裁は永遠に続くといつたお考えのようでありませう。そうして今の自由党の一切の政策は永遠に日本を支配し得るものだといふお考えのようでありませうが、まつたく人間もそこまでになると、おめでたか、何と云ふのか、話にならなせん。

さて、それならば、今奄美大島、沖縄方面は、事実上のアメリカの軍事的信託統治になつておるのですが、この方面ではいかなる処置をとつて警備に當つておられるのでしょうか。向うから渡来する船に對して、これを密航船としてやつておられるのか、漁業方面にはどういふ手を打たれておられるのか、日本の漁船が自由に沖縄沿岸までも出て行つてやれるのかどうか。また密航船として逮捕しているものはどれくらいの数にわたるのか、その辺のところを御説明願います。

○柳澤政府委員 南方の方面、奄美大島その他の方面につきましては、二十九度線をもつて一府境界ができております。われわれの方としては、この境界内を警備いたしておるわけでありませう。なお御質問の中で、漁業その他の問題であります。漁業につきましましては、領海その他の問題さえなければ、公海におきましては自由が原則でありますから、お互いに漁業をやつております。なおわれわれとしましては、そういう領海に入らないように指示をしておりまして、これらを通するもので、密航その他に該当するものは法規に従つて取締る、あるいは密出入國その他のものも法規によつて取締つております。

○井之口委員 奄美大島、沖縄に對しては、やはり日本の領土としての主權があるといふことに規定されている。それであるのかかわらず、今の境界線には、海上保安庁の船でさえも入つて行けないといふ状態になつておるのをごいませうか。かつ向うから来る密航船のようなものは、事実を言へば、これは何ら密航船ではないのであつて、なぜそれを嚴重に取締らなければならぬか。むしろ交通といふものは、日本とこれらの奄美大島、沖縄等との間には、自分の領土であるならば、自由に当然やらべき性質のものではなからうかと思ひますが、どうでございますか。

○柳澤政府委員 密航しようといふような人、あるいは密輸入しようとする者は、国内における日本人でも取締つておるのであります。従いましてこれらの取締りといふことは、法をはずれた人に対するものでありまして、成規の手續をとりました者に対しては、何ら取締つていないのであります。

○井之口委員 この境界線は日本でこしらへたものであります。この境界線を突破して行く場合には、向うの方においては向うの裁判にかかるといふよりか、その点はどうでしょうか。

○柳澤政府委員 この境界線につきましましては、われわれはその法を履行する立場でございます。外務省あるいはそ

の他その関係の方で定められたもの、かように考えております。われわれは、そのきめられたものを履行している立場でございます。

○大橋國務大臣 たいだいま柳沢長官から申し上げました二十九度線の、境界というものは、平和條約の規定に基づきまして日米間に設定されたものと考えております。

○井之口委員 この二十九度線も、おそろく大橋君の考えによれば、それを撤廃するような政府はできないであろう、永久にこれは設定されるものであろうというふうには、やはり同じような論法で行くんじゃないかと思ひますが、將來こうしたもの撤廃されるようなことを日本国民はみな希望しているわけなんです。

なお西の方へ向ひまして、朝鮮方面にこれが出動している事実はございませんでしようか。もしありとすれば、どういふ状態になっておりますか、その点を一つ説明してもらいたい。

○大橋國務大臣 朝鮮海峡の方面はいずれ政府委員から申し上げますが、二十九度線の問題は、これは平和條約の規定によつてできていますのでございまして、これがいつまで続くかというところは、平和條約の規定上明かなものではないです。これは永久に続くというふうな性質のものではないというところは、すでに平和條約を御審議になりました井之口君のよく御承知のことでございます。

○井之口委員 平和條約の方は、條約だから、内閣においてかあつた場合取消すことの可能性はあるが、しかしながら先ほど申しました通り、借りた船を返すというふうな内閣は將來絶対に

できないというふうな意見で、軍艦を借りることは條約以上のまつたく至上命令のように理解されるのであります。どうもその辺の大橋君の御説明がわれわれには理解しかねるのであります。朝鮮方面では国連軍援助の調和條約によりまして、今までも何か保安庁方面では援助をしている事実があるものであります。これから將來に向つてはもとよりこれはあるものでございませうか。

○柳澤政府委員 御質問の趣旨ははつきりしてませんが、朝鮮方面に巡視船が出てくるかというお話であらうと思ひます。これは巡視船といつたしまして、朝鮮の方面にも巡視警戒のために出動しております。しかしわれわれの方は漁業その他の産業上の人命及び財産を保護するために出ているので、その他の目的では出ておりません。

○井之口委員 これは大臣から一つ聞いておきたい。講和條約においては、国連に義務を負うております。でありますから、もし今現にやつていないというならば、將來において海上保安庁の警備隊の機構をあげて朝鮮の戦争に援助し、あるいは参加することが起り得るのであるかどうか、この点であります。

○大橋國務大臣 海上保安庁の性格から見まして、さようなことは起り得ないと思ひます。

○井之口委員 この点は非常に重大でありますから、われわれは深く記憶しておく次第であります。今大臣のお言葉では、海上保安庁の目的からして絶対に朝鮮戦争に介入し、援助するようなことはないと御返事でありまして、それで旧海軍の軍人を新規採用して

いるのですが、今度新規採用されたのは総員約七千名くらいになるじやありませんか。そのうち旧軍人で将校はどれくらいおられますか。それとおもふた人はどうなるか。今日募集いたしたこの六千名中旧海軍の軍人がどれくらい入るかというお話でございます。現在第一期の募集いたしました、三千名募集いたしております。この募集に對しまして、約七倍の応募者があります。この応募者の中には旧海軍軍人その他海上経歴のある人、海技免状を持つ人というふうな者が全部応募しているわけでありまして、これらを公平な試験をいたしまして採用いたします。採用いたしました結果でないと、旧軍人の人がどれだけ入るといふことは申し上げにくい、かように考えます。

○井之口委員 朝鮮戦争に將來海上保安庁の方から実際には出て行かぬ、今のその目的からして行かないというふうな御返事でありましたが、しかし講和條約によつて、日本が援助をしなればならぬということが規定されていることは御承知の通りであります。そうしますと、もし海上方面でそういう援助をしなればならぬような場合、日本の施設並びに役務を供給するのでありますから、そういうふうなことが成立いたしました場合には、この海上保安庁をもつてせずして、別個の何か組織をもつて援助するといふふうになるのでありますか。それとも一切やらぬというのか。

○大橋國務大臣 今日までも国連軍に對しましては、講和前におきましては、わが国といたしましてはできるだけの協力をいたして参つたのであります。従ひまして国連軍に属する海上兵力に對する援助というものはもやつていられないわけでありまして、それはどういふことをやつておられるかといふと、民間の船舶が自由なる契約によつて連合國海軍のために雇入れられるという場合に便宜をはかる、あるいはまた海上の部隊の所要する物資をわが国内において調達する際に、政府として便宜をはかるといふような行動があるわけでありまして、これらの行動につきましては、特に政府は特別の機関を設けてやらなければならぬといふほどの必要を認められておられるので、従つて特別にそういう機関は設けずによつておられるわけでございます。ただいまのところのために政府として何か特別の機関を設けなければならぬような、そういう援助をしなればならぬといふような見通しはございせん。

○井之口委員 たいだいまの御説明では、何か日本の船舶が自由契約によつて向うに雇われる場合に、そのあつせんをするとか、そういうふうな国内的な何かあつせんといつたくらいに軽い意味の援助らしく聞えるのあります。これは海上を輸送して行く場合、あるいは兵隊を積んで行く場合、軍需品を積んで行く場合、こういうものの海上におけるところの警備というふうなもの、あるいは戦争によつて国連軍が被害をこうむつた場合に、朝鮮近海において保安庁がこれを援助するといふような事実は、今まではないのであります。か。それとも將來においては、こういうことは起り得る可能性は十分にあるのであつて、その点は起つてもそういう

ことは建前上やらぬと言明されるかどうか、この点ひとつお答え願ひたい。

○大橋國務大臣 今までの実情といたしましては、御指摘のような援助を実際しなればならぬかつたようなことはございせん。従つてやつておりませぬ。

將來の点についてはどうであるかと申しますと、今のところそれほどの立ち入つた援助をしなればならぬなるといふことは見通しとしてはございせん。それで実際それじややるのかやらぬのかといふことになりませんが、今のお話のうちにあつた特にそれを使命として行動をするようなそういう援助は、海上保安庁としての性格から見まして、引受けるべきではないと思ひます。しかし海上において行動をしている場合に、実際に船舶が遭難してあるといふような場合に、それを助けるといふことは、これは当然のことでありまして、そういうことは、今後そういう場合に遭遇すればむろんやるべきことだと思つております。しかし当初から輸送船を護送する仕事を海上保安庁が引受けるというふうな、そういう立ち入つた協力を海上保安庁が引受けるというところは、現在のところ予

想いたしておりませぬ。

○井之口委員 以西底びきが非常に拿捕されておられるが、そういう場合に水産委員会なんかで、むしろ海上保安庁の軍事的な援助を得て、そうして逮捕されないようにして漁業をやりたいといふふうな意見も出ておられるのであります。海上保安庁の方ではどういふ態度をとつておられるのであつたのであ

りませぬ。

○井之口委員 以西底びきが非常に拿捕されておられるが、そういう場合に水産委員会なんかで、むしろ海上保安庁の軍事的な援助を得て、そうして逮捕されないようにして漁業をやりたいといふふうな意見も出ておられるのであります。海上保安庁の方ではどういふ態度をとつておられるのであつたのであ

○柳澤政府委員 以西底びきの拿捕の問題でございますが、元来海上保安庁は今まで独立以前におきまして、船舶の巡視の行動半径は百マイルに限られておりまして、特にいろ／＼のことが起きましたときに許されて出るというかつこうになつております。独立しました後におきましては、この行動半径の制限がなくなりました。従いましてわれ／＼といたしましては、拿捕事件（起らぬように巡視、警戒をしておるわけでありまして。これは農林当局等とよく相談しまして、現地の実情に即するような警戒をしておるわけでありまして。幸いにいたしまして独立後におきましては、東支那海方面においてはまだ拿捕事件が起つておりません。

○井之口委員 この漁船の武装問題でさえも、水産委員会の中においては主張される委員がいるようでありまして、もし海上保安庁の方でこれに対して、武力をもつて強行するといふふうな態度に立ち至るならば、これは大きなアジアにおけるところの戦争の危機を挑発すると思つておりますが、その点は海上保安庁の方で現在どれくらいの処理をなすつておられますか。

○柳澤政府委員 海上保安庁といたしましては、現在におきましては、拿捕事件その他に對しましての解決方法は、極力国際紛争的のことを避ける目的でやつております。実例的に申し上げますと、今までの実例を見ましても、巡視船がおりました監視下におきましては、拿捕事件が起きておりません。従いましてわれ／＼は甘い考えかもしれません、十分なる監視を行うならば、その監視下において事件が起きるということ、非常にまれな事態にな

るのではないかと考えております。しかしながらそれでもまだ問題が起るといふような場合には、これに對して極力国際紛争の起らないような処置でもつて監視し、監督し、その他の手段をもつてやりたいと考えております。

○田中委員 井之口君にもよつと申し上げますが、残りの質問時間等を考えますと、井之口委員の今までの御質疑は、本議題からやや離れ過ぎた点多いようでありまして。残りの質問時間等を御考慮に入れられて、御質問をお願いいたします。井之口政雄君。

○井之口委員 特殊勤務に従事する職員には、特殊勤務手当を支給するといふこともありますので、この特殊勤務といふもののかんを今大臣に質問しているわけでありまして、その点は委員長においても、ひとつ了解をお願いしたいと思つております。

さてこの今まで警戒区域として海上を設定している南の方は二十九度線であるそうですが、その他におきまして、日本国内に接收されておるところのアメリカの海軍の基地があります。なお海上に演習地として立入り禁止になつておるようなところがあるのであります。そういうところを對しましては、海上保安庁の方においては、そこに入つて行つて、やはりここを警戒の場面として自由な運航ができるのかどうか、この点もひとつお尋ねしておきたい。

○柳澤政府委員 この演習地その他の海上における区域につきましては、これは日米両政府においてその区域を現在きめつつある。これが決定いたしました、それによつて告示をいたしまして、船舶その他に十分通知をいたしま

す。しかしその告示につきましても、期限その他がつくはずであります。これにつきましても巡視、警戒はわれわれの方で行う、かように考えております。

○井之口委員 それは一々アメリカとの協定の上で、そういう中には立ち入るのではありませんか。なるほど日本の漁船は立ち入つてはならぬという命令や布告はあなたの方でなさるでしょうが、海上保安庁自体が必要があつて自由にこの中に入つて行けるのかどうか、その点を聞いておるわけでありまして。

○柳澤政府委員 それはもちろんお説の通り、われ／＼がこれを巡視、警戒すべきであると考へたときに、巡視、警戒をいたすのであります。

○井之口委員 打合せなくしても、自由に入つてよろしいのでありますか。その自由であるかいなかといふことをお聞きしておるわけです。

○柳澤政府委員 もちろん自由でございます。

○井之口委員 千葉方面の沖合いに大部演習地がございます。そこには漁船は入つちやいかぬといふふうな布告をなさいますが、あそこをもし通過する場合は、普通の船舶でも遠く太平洋をまわらなければならぬといふような不都合な状態に今日なつております。そういうところに海上保安庁の船はどん／＼自由に通過できるのですか。

○柳澤政府委員 御承知の通り指定された区域といふものは、日によつて非常に危険なときもある。そういうときを指定しまして区域を設定しておるわけでありまして。従いまして、これに對して海上保安庁の巡視船がその危険の中を無理にくぐらなければならぬ

い事態ができたときでなければ出ない。これは出入りは自由でございます。それが、その期間は非常に危険でありますから、そういう危険のことを侵してまでもやらなくてはならない事態が起きたときに出る、かように考えております。

○井之口委員 そういふ場合には海上保安庁ならば特別の許可を必要としないのでありますか。

○柳澤政府委員 これは政府といたしましては、アメリカには何ら制限を受けない、かように考えております。

○井之口委員 政府の船であれば、海上保安庁の船でなくてもその他の船舶でも、政府としてやるのでありますから、自由はその方面に立ち入れますか。

○柳澤政府委員 彼の船舶はこれは単に航船でございます。しかしながら海上保安庁の船舶は海上の秩序、安全を維持するものでございまして、人命及び、財産を保護しなくてはならぬものであります。他の船舶におきましては、場合によればその区域におきまして難波船ができた、どうしてもすぐ人命を救わなければならぬといふような場合がもし起きましたならば、その船舶は人命救助が国際法の安全法上の義務に從うべきであるといふ船長の判断により入ることもあります。しかしそれはまれな例でございます。海上保安庁の船舶は海上における安全及び秩序を維持するために、そこにたとえ漁船等が入つておられますれば、これに對して警告を与えて外に出すといふような任務を帯びております。従いましてこれらの船舶につきましては、自由に出入りができるようにしておかなければならぬ、かように考えております。

○井之口委員 自由に入れますか。これは危険であるからわれ／＼としては阻止する方向に考えております。

○柳澤政府委員 さようです。

○井之口委員 それでは最近日米委員会に土地の接收が提案されたようでありまして。富士山が半分とられてしまふといふふうなことも新聞に見受けるところであります。海上においてもそういうところが、日米委員会に提出された向うからの申出の中に含まれておりますか。含まれておるとしますれば、何箇所ぐらいあつておよそどの辺になつておるか、その点をお聞きしたい。

○柳澤政府委員 この問題につきましては、現在日米間におきましていろいろ折衝中であらうと思つております。われわれが関知しているところでは、そういう特殊の箇所もあるいはできるかも知れぬと思つております。しかし的確なところはまだ報告を聞いておらないのであります。現在その折衝をやつておるのであります。またできましても非常に特定のところだけ、かように考えております。

○井之口委員 新聞ではすでにあれの内容を発表しておるようです。現に富士山が半分とられるといふふうなことが発表しておりますし、またその折衝も開始しているように伝えております。新聞で発表になつてはいるのですから、当然これは国民が知つてもよいものでなければならぬはずであります。

○柳澤政府委員 新聞ではすでにあれの内容を発表しておるようです。現に富士山が半分とられるといふふうなことが発表しておりますし、またその折衝も開始しているように伝えております。新聞で発表になつてはいるのですから、当然これは国民が知つてもよいものでなければならぬはずであります。

○井之口委員 新聞ではすでにあれの内容を発表しておるようです。現に富士山が半分とられるといふふうなことが発表しておりますし、またその折衝も開始しているように伝えております。新聞で発表になつてはいるのですから、当然これは国民が知つてもよいものでなければならぬはずであります。

○井之口委員 新聞ではすでにあれの内容を発表しておるようです。現に富士山が半分とられるといふふうなことが発表しておりますし、またその折衝も開始しているように伝えております。新聞で発表になつてはいるのですから、当然これは国民が知つてもよいものでなければならぬはずであります。

○井之口委員 新聞ではすでにあれの内容を発表しておるようです。現に富士山が半分とられるといふふうなことが発表しておりますし、またその折衝も開始しているように伝えております。新聞で発表になつてはいるのですから、当然これは国民が知つてもよいものでなければならぬはずであります。

○井之口委員 新聞ではすでにあれの内容を発表しておるようです。現に富士山が半分とられるといふふうなことが発表しておりますし、またその折衝も開始しているように伝えております。新聞で発表になつてはいるのですから、当然これは国民が知つてもよいものでなければならぬはずであります。



海上方面においてそういう箇所が向うからの申出であるならば、そういう箇所が何箇所ある、どういふところであるかという発表が願いたいものであります。

○柳澤政府委員 この件は先ほど申し上げました通り、今日米政府間において折衝中でございます。その方面の専門家の方がはつきりする、かように考えます。私たちはその責任がございませんで、確たる御答弁がございませんであります。

○井之口委員 それじやその辺は今すぐ返事ができなければ、委員長におかれてその点もひとつ文書か何かでもつて明確に発表していただくようにお願いいたします。

○田中委員長 委員長において了承いたしますが、目下折衝中の事件について発表し得られるかどうかは委員長ただいま疑問といたしております。

○井之口委員 国民外交の時代でありまして、これが決定されてから発表されるということになれば、日本の国民の生活に非常に重大な影響を持つのであります。富士山が半分とられるというようなことはもうすでに発表になつておるのでありますから、もし海上保安庁としてやはり国民全体の利益を考へるならば、あらかじめそういうものは発表して輿論にも訴へ、そして折衝は強い折衝をするというふうなことが願わしいのであります。

さてもう一つ最後にお聞きしたいのは、マツカーサー・ラインは北海道とすれ／＼の点を通つております。そしてあれによると齒舞並びに色丹はマツカーサー・ラインの外に出ておつたようであります。今この点をマツカー

サー・ラインが撤廃になるといたしましすならば、あの辺に対して海上保安庁の見解並びに警備の状態はどうなつておるか、これはあくまでも日本の領土であるという主張をもつてこれに臨まれているのかどうか、もしそういうことになりますると、これは非常に戦争を誘発するところの大きな問題を引起すことになるのであります。千島の帰属はアメリカの主張によつて、ポツダム宣言、ヤルタ協定その他の協定によつて、すでにアメリカ自身があの帰属を設定し、そしてマツカーサーが日本に来ると同時に、マツカーサー・ラインを引いてそのマツカーサー・ラインの外に色丹並びに齒舞を出しているようでありませんで、この点について責任ある大臣の御答弁が願いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 私は責任がございませんで、外務大臣からお聞きを願ひます。

○井之口委員 非常に分業々々で能率を上げられるのはけっこうでございますが、少くも閣議の重要な一員とされ、そういう点は日本全体の政治の最も重要なものでありますから、それに対する大橋國務大臣の意見もまたあるだろうと思ひますが、そういう意見は全然ございませんでしようか。もう全部おまかせで、岡崎外務大臣が言われるならば、御無理、ごもつとも、自分も閣議の一員ではあるが、それはしかたがないというふうな御心境でしようか、どうでしようか。

○大橋國務大臣 岡崎外務大臣は必ず正しいお考えで進んでおられると確信をいたしております。

○井之口委員 大体いろいろなことがわかりました。それでは最後に締めくくりといたしまして「特殊の勤務に従事した職員」といいますが、特殊の勤務というものをひとつ項目をあげて示していただきたいと思います。

○加藤政府委員 第十五條で考へておられます特殊の勤務と申しますのは、潜水勤務に従事しておる者、それから機雷の掃海に従事する者、こういうようなものを考へております。

○井之口委員 その二つだけではありませんか。

○加藤政府委員 ただいまのところ実行されておるのは、機雷部に勤務しておられます者があります。これだけのものにつきましては、現在海上保安庁の方で実施されておるのでありまして、その他につきましては、研究中でございます。

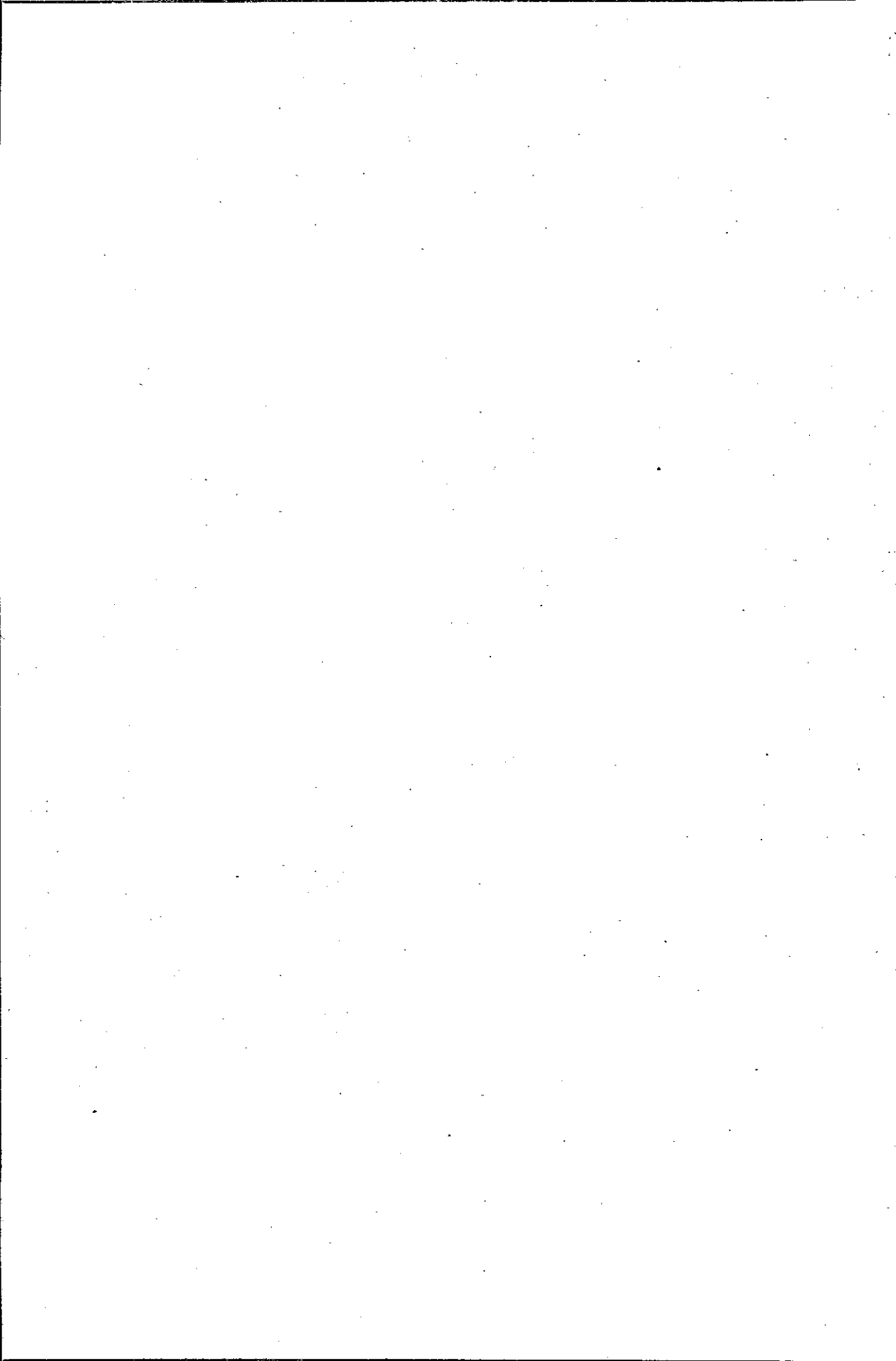
○井之口委員 潜水と魚雷の掃海の二つの任務を特殊の勤務といつておられるように了解してよろしゅうございませつか。そういたしますと、もう機雷の掃海というものはほとんど終つたのではなからうかと思ひます。これはほとんど八〇％は瀬戸内海に投下されたもので、大体そこは自由に航行もしておりますし、もう終つたのじやなからうかと思ひます。なお潜水という、そういう任務が海上保安庁にありますでしようか、どうでしようか。潜水艦なども将来備へる予定であるのですか、そういうふうなことも計画されておるのでございませつか。

に、わずかにメイン航路が落んでおるだけで、その他大体七〇％はまだ残つております。われ／＼といたしましては、瀬戸内の安全性を確保するため、まだ相当の掃海をやらなければならぬ、かように考へております。なお潜水と申しましたが、これはなるべくわれ／＼としては、そういうお考えにならぬようにいたしていただきたいと思ひます。潜水夫が修理その他のために海底にもぐるための特殊なものでございます。その辺誤解のないよう願ひいたします。

○田中委員長 ほかに御質疑はありますか。——では本日はこの程度にとどめ、次会は明三十日午前十時半より開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会



昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所